

よくある質問

Q 大規模盛土造成地とは何ですか

大規模盛土造成地とは、盛土により造成された宅地で、盛土部分の面積が3,000平方メートル以上ある造成宅地、又は盛土する前の斜面の勾配が20度以上であり、盛土高さが5m以上ある造成宅地のことを言います。

Q なぜ条例が必要なのですか。

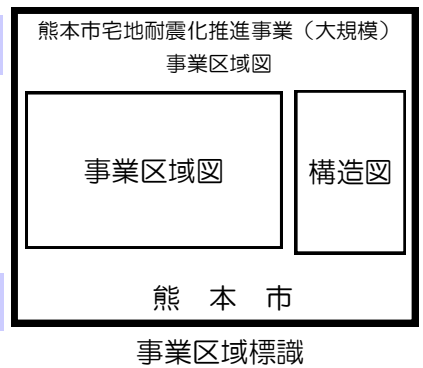
滑動崩落防止施設が破損した場合、地震が発生した際に地滑り等の災害を防ぐことができなくなる可能性があります。この条例を制定することで、滑動崩落防止施設に影響が出る行為を事前に把握することができ、第三者による滑動崩落防止施設の破損を未然に防ぐことができますようになります。

Q 自分の土地なのに、自由に使うことができないのですか。

皆様の土地を守る為の重要な施設ですので、傷つけたり、壊したりしてしまわないように、事前に届出をお願いしています。滑動崩落防止施設に影響の無い、家庭菜園や園芸、簡易な工作物の設置等については届出の必要はありません、何らかの計画がある場合には、事前に熊本市までご相談下さい。

Q 滑動崩落防止施設が設置されている地区に目印はありますか。

滑動崩落防止施設は道路や宅地の地下に埋設されており、施設が目視で確認できない箇所もあります。そのため、設置されている地区には右のような標識が掲示されています。



Q 届出の様式を入手したいのですが。

申請様式は熊本市のホームページでダウンロードできます。
(熊本市ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/> サイト内検索「滑動崩落防止施設」)

Q 滑動崩落防止施設の機能を低下させる可能性がある場合の対策工とはどのようなものですか。

滑動崩落防止施設の周辺の地盤を乱さないように矢板を設置する等の対策がありますが、行為の内容により対策は異なるため、事前に熊本市と協議をお願いします。



お問い合わせ先
届出についてご不明な点はお問い合わせください。
熊本市 都市建設局 都市政策部 都市安全課 宅地対策班
熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
096-328-2966

熊本市大規模盛土造成地 滑動崩落防止施設の保全に関する条例

新しく生きよう。
NEO ONE
KUMAMOTO

滑動崩落防止施設の周辺で 工事等を行う際は届出が必要です!!

この条例は、平成28年熊本地震で被害を受けた造成宅地に対し、再度の災害防止を目的により設置した滑動崩落防止施設を保全するため、必要な事項を定めたものです。

被害を受けた造成宅地にお住まいの皆様の安心安全な生活を確保するためには、熊本市と市民の皆様とが協力し、この滑動崩落防止施設を保全していくことがとても大切なこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

条例のポイント

①事前の届出をお願いします

滑動崩落防止施設の周辺にて、工事等（詳細は次ページ「届出が必要な行為」参照）をしようとするときは、工事等に着手する**30日前まで**に届出が必要です。届出の必要性の有無については、**事前に熊本市までご相談ください。**

②滑動崩落防止施設を壊さないでください

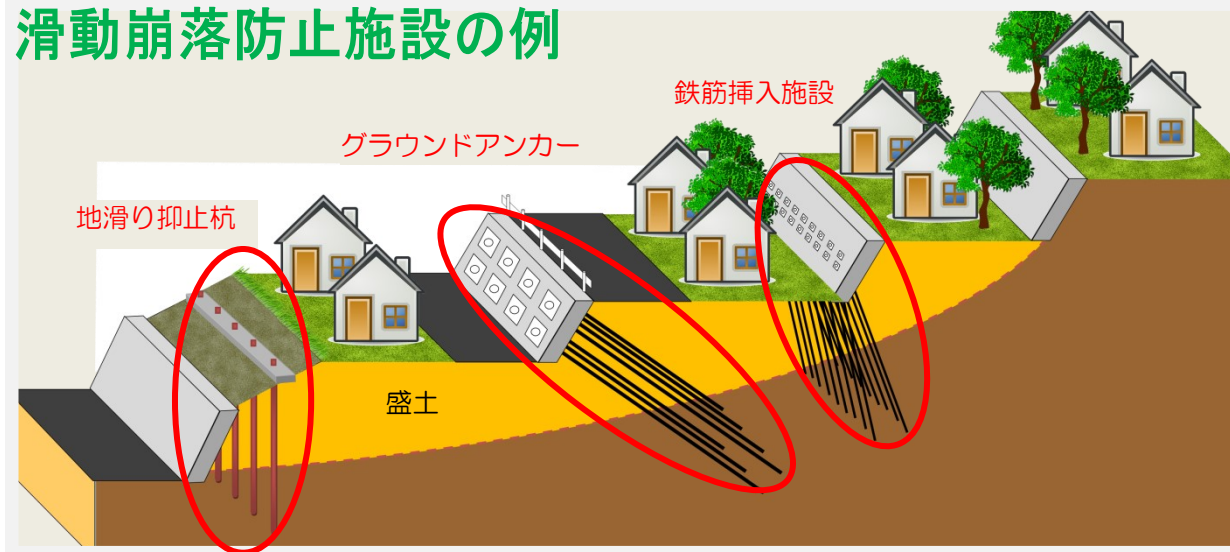
滑動崩落防止施設は、地域全体を保全するための重要な施設です。傷つけたり、壊したり、施設の機能低下を招くような行為はしないでください。施設を破損等した場合には、熊本市が行為の停止、原状回復の命令をする場合があります。

③条例に違反すると処罰を受ける場合があります

事前に届出を行わずに、滑動崩落防止施設に影響を及ぼすおそれのある行為や、施設を壊す等の行為により、熊本市からの監督処分に従わなかった場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される場合があります。



滑動崩落防止施設の例



届出が必要な行為

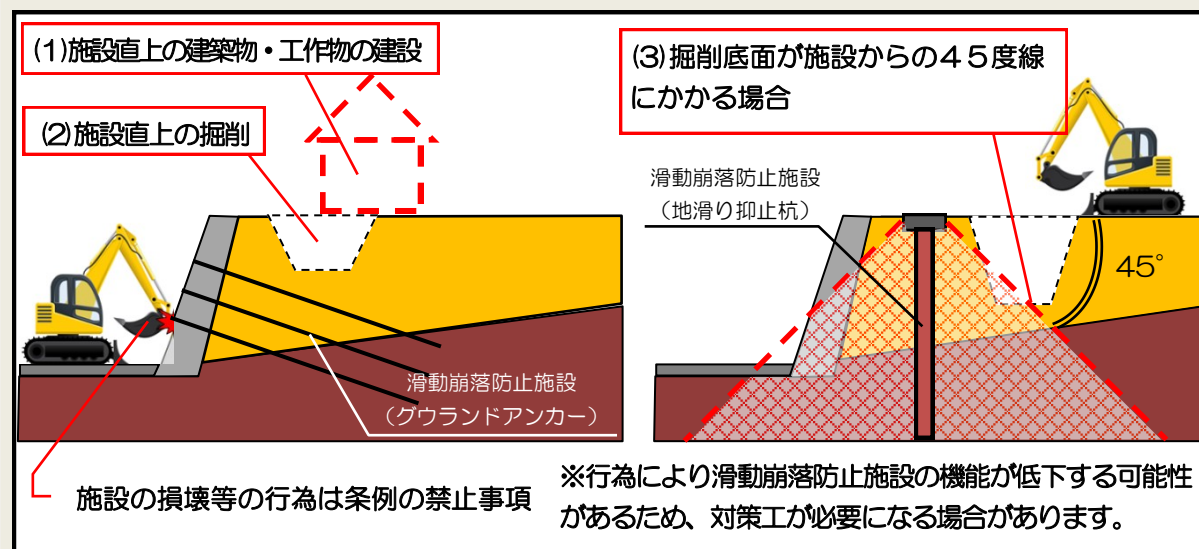
(条例施行規則第7条に規定する行為)

- (1) 滑動崩落防止施設の直上における建築物の建築又は工作物の建設
- (2) 滑動崩落防止施設の直上における土地の掘削
- (3) 掘削した底面が、滑動崩落防止施設を地表面に水平投影した外周線のうち掘削口に最も近い部分から掘削口の方に水平面に対し下方に45度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削
- (4) 事業区域に隣接して行われる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項各号に掲げる開発行為（都市計画法の開発許可申請の不要な行為）

※ 地表から深さ50センチメートル未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び同法第30条第1項の規定による許可又は同法第21条第3項、同法第27条第1項及び同法第40条第3項の規定による届出の対象となる工事を除く

届出が必要な行為のイメージ



届出の流れ

熊本市への事前確認

□ 工事等の箇所が滑動崩落防止施設の周辺に位置している。

滑動崩落防止施設の周辺で工事等を計画される場合は事前にご相談ください。

滑動崩落防止施設は下図の9地区※1で設置しており、区域図は熊本市のホームページや地図情報サービスで確認できます。

（熊本市ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp> サイト内検索「滑動崩落防止施設」）

（地図情報サービス：<https://www.sonicweb-as.jp/kumamoto>）

□ 都市計画法の開発許可が不要である。

□ 宅地造成等規制法の許可又は届出が不要である。

事前確認すべてにチェック

条例施行規則第7条
に規定する行為に該当

No

届出不要

Yes

保全条例の届出

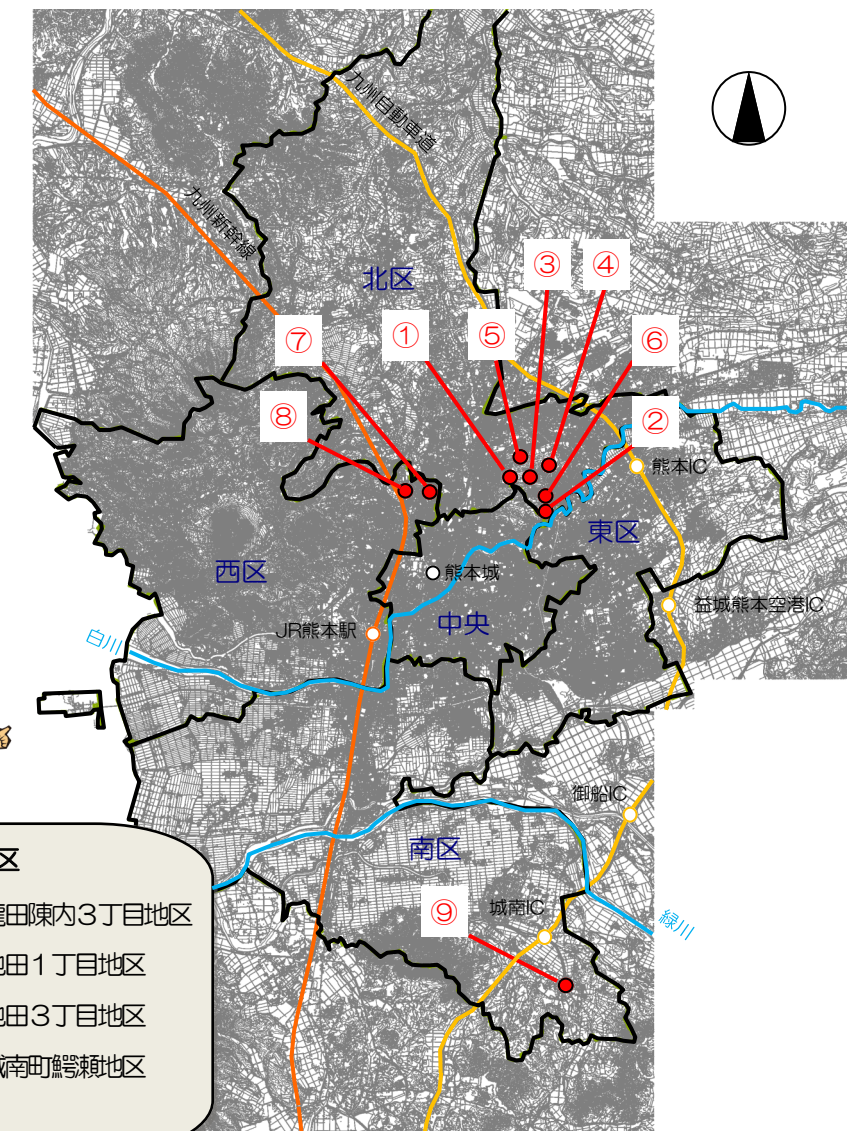
届出（様式2号）

期日：着手する30日前まで

指導・助言

指導・助言により
計画の再検討に時間を
要する場合があります

着手



滑動崩落防止施設の設置地区

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 北区龍田3丁目西地区 | ⑥ 北区龍田陳内3丁目地区 |
| ② 北区龍田陳内2丁目地区 | ⑦ 西区池田1丁目地区 |
| ③ 北区龍田3丁目東地区 | ⑧ 西区池田3丁目地区 |
| ④ 北区龍田2丁目地区 | ⑨ 南區城南町鰐瀬地区 |
| ⑤ 北区清水岩倉1丁目地区 | |

※1 滑動崩落防止施設の設置位置図